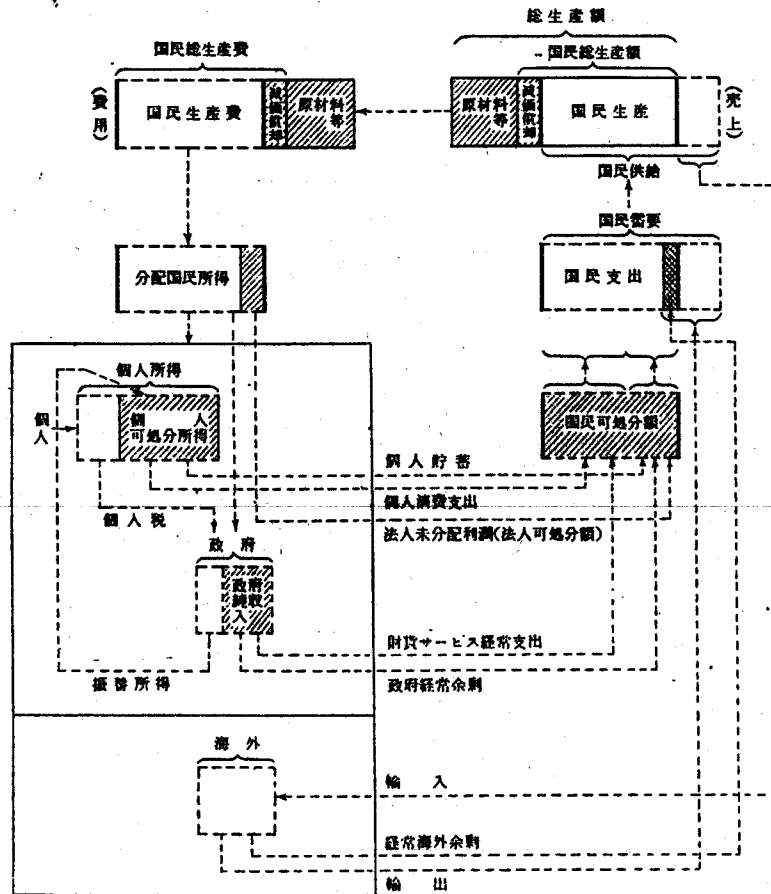


目 次

1. 国民所得	183
2. 実質国民所得	183
3. 生産国民所得	184
4. 産業別国民所得	185
5. 国内国民所得	185
6. 海外よりの純所得	185
7. 分配国民所得	185
8. 勤労所得	186
9. 賃金および俸給	186
10. その他の被傭者報酬	186
11. 個人業主所得	186
12. 農林水産業の個人業主所得	186
13. その他の個人業主所得	186
14. 個人賃貸料所得	187
15. 個人利子所得	187
16. 帰属利子	187
17. 法人所得	187
18. 官公事業剰余等	187
19. 政府と消費者の負債利子	188
20. 国民総支出	188
21. 個人消費支出	188
22. 国内民間総資本形成	189
23. 国内総資本形成	189
24. 個人住宅の建設	189
25. 生産者耐久施設	189
26. 在庫品増加	189
27. 政府資本形成	190
28. 経常海外余剰	190
29. 政府の財貨とサービス購入	190
30. 国民経済計算	190
31. 国民所得と支出	191
32. 国民総生産	192
33. 調整項目	192
34. 間接事業税	193

35. 補助金	193
36. 資本減耗引当	193
37. 誤差と脱漏	193
38. 個人所得	194
39. 個人所得とその処分	194
40. 個人税および税外負担	194
41. 海外への純送金	195
42. 個人貯蓄	195
43. 社会保険負担	195
44. 振替所得	196
45. 個人可処分所得	196
46. 産業別国民所得	197

第5図 国民所得の循環



- 注：1 この表は要素費用で評価した国民生産または国民所得の循環をしめしたものであって、国民所得統計に出てくる各種の概念の関連を簡単に図示したものである。したがって純生産物の価値を市場価格で評価したいわゆる国民生産などの循環は繁雑となるのでしめされていない。
- 2 国民可処分額は個人可処分所得、法人可処分額および政府純収入の合計からなり、貯蓄と個人および政府の財貨サービスにたいする経常支出の内訳を示す。
- 3 この表の点線の矢はお金の流れの方向をしめしている。

1. 国民所得

国民経済における経済活動は、農林水産業・鉱工業・運輸業・商業・金融業等の財貨やサービスの生産部門における企業などによっておこなわれている。

すなわち企業は、土地・労働・資本などの生産諸要素をくみあわせて製品を生産する。このようにして、各産業部門の各企業によって生産された生産物を貨幣価値によって単純に合計したものを、総生産額とよぶ。

総生産額は、一定期間（例えば1カ年）に国民経済において生産された財貨およびサービスの合計であるが、このなかにはもちろん、企業が、生産にあたって使用し、製品に形をかえてあらわれたところの機械・施設（これはその全部が一度に消費されてしまうのではなくてすこしずつ消耗する）や原材料などの中間生産物が、重複してふくまれている。

年間に生産された総生産物から、重複部分である中間生産物を除けば、消費財と資本財からなるところの、いわゆる最終生産物が残る。

最終生産物は、重複部分をふくまず、年間における土地・労働・資本等の生産諸要素の活動によって新たに生産された生産物であるから、これはきた、総生産物にたいし、純生産物ともよばれる。

国民所得は、一定期間（通常1カ年）において、国民経済において生産された最終生産物、または純生産物の価値のことをいうのであるが、この価値が一般に「所得」ということばでいいあらわされるのは、純生産物の価値がその生産にさいして使用された生産諸要素の所得（地代、賃金、利潤）として分配されたものに等しいからである。なお、生産国民所得、分配国民所得、国民総支出の項を参照されたい。

(→3, 7, 20,)

2. 実質国民所得

国民所得は、年間に生産された純生産物の価値(→1, 3,)を測定したものであるが、この測定は、通常、年々の時価でおこなわれる。ところが、貨幣価値はたえず変動しているので、異なった年の国民所得を比較するさいには、その間の物価変動がおりこまれ、実質的な国民所得の大きいさの比較はできないこととなる。

そこで異なった年の国民所得の実質的な大きいさを比較するためには、その間の貨幣価値の変動を除去し、同じ物価水準で評価する。このようにしてもとめられた国民所得を実質国民所得とよび、これにたいし、各年の時価であらわされた国民所得を名目

国民所得という。

実質国民所得は、基準年次として定めた年の物価水準にひきなおしてあらわされる。わが国では、昭和9～11年平均を基準年次としている。そこで、わが国の実質国民所得は、各年の名目国民所得を、昭和9～11年を基準とする物価指数（デフレーター）で割ることによってもとめられている。

国民所得のデフレーターは、消費財物価指数（都市および農村）と生物財物価指数を総合することによってもとめられる。このような総合がおこなわれるのは、純生産物の価値すなわち国民所得が、消費財と資本財とからなっているからである。

3. 生産国民所得

国民所得は、国民経済において生産された純生産物の価値（年間における）をいいあらわしたものであるが、この価値は、国民経済の生産・分配・支出の三つの活動部面においてとらえることができる。このうち生産の面においてとらえた国民所得が生産国民所得とよばれるものである。

企業が生産した生産物の価値は、一般的にみれば、つぎのような価値から構成される。すなわち、

$$\text{生産物価値} = \text{原材料、燃料費および減価償却費等の物的経費} + \text{賃金} + \text{地代} \\ + \text{企業利潤}$$

これらの価値の構成諸要素のうち、物的経費の内容をなす財貨やサービスは、他の企業から購入されたもの（自己企業における生産的消費を含む）である。したがってこの企業において新たに生産された価値は「賃金+地代+企業利潤」であり、これがこの企業における純生産物の価値である。この価値はまた、物的経費に対し、この企業で新たに付加された価値であるから、付加価値ともよばれる。

生産国民所得は、農林水産業・鉱工業・運輸通信業・商業・金融業などの各産業部門における純生産物の価値、または付加価値をしめしたものである。この産業分類は日本標準産業分類の大項目に従ってあらわされている。

生産国民所得はその構成をみることによって国民経済の産業構造を解明するのに役立つ。

なお、産業分類には第1次産業（農業・林業・水産業）、第2次産業（鉱業・建設業製造業）、第3次産業（卸小売業・金融不動産業・運輸通信およびその他の公益事業・サービス業・公務）の3部門に大別してあらわす方法もおこなわれている。

4. 産業別国民所得

これは生産国民所得（→3）と、その概念、内容は同じであるが、ただ推計方法が異なっている。すなわち、生産国民所得は、総生産額から物的経費を控除してもとめるいわゆる物的方法によつて、直接、産業別に付加価値を算出したものであるが、産業別国民所得は、人的方法によつて推計された分配国民所得（→7）について、その各項目を産業別に再編成してもとめたものである。生産国民所得のかわりにしばしば産業別国民所得がもとめられ、国民所得の生産面をあらわすものとして利用されている。

5. 国内国民所得

国民所得を算出するばあいは、ここでいう国民の範囲をどのように限定するかが重要な問題となる。

通常国民所得といわれるときは、国籍のいかんをとわず、その国の居住者によつて提供された生産諸要素によつて発生せしめられ、この居住者に帰属する所得（居住者主義）のことである。これに対し国内国民所得は、生産諸要素の提供者が国内に居住すると国外に居住するとをとわず、その国内において生産された純生産物の価値をとらえる（属地主義）ものである。

国内国民所得に海外よりの純所得（→6）を加えれば国民所得となる。

6. 海外よりの純所得

海外から受取った所得と海外へ支払った所得との差額をいう。すなわち、わが国の居住者が、海外からえた利子、配当などの所得から、海外の居住者がわが国からえた同様の所得を差引いたものである。

これは、生産国民所得または産業別国民所得、および分配国民所得の構成項目の1つとなっているが、国民所得から、海外よりの純所得を差引けば、国内国民所得（→5）がえられる。

7. 分配国民所得

これは、国民所得または純生産物の価値を、分配の面でもとらえたものである。

一定期間（1カ年）に、各産業の活動によつて付加された純生産物の価値（付加価値）はこの価値を産みだすために参加した勤労者・個人企業・法人企業などの経済諸主体に帰属すべき所得に分解することができる。分配国民所得は、これらの経済主体の所得として分配され、支払われるべきものである。したがって、この所得は、勤労所

得・個人業主所得・個人賃貸料所得・個人利子所得・法人所得・官公事業剰余等・海外よりの純所得などの、経済主体に帰属する所得というかたちでしめされる。

この所得は、国民経済における経済主体への所得の分配構造をあきらかにするのに役だが、必ずしも賃金・地代・利潤などの生産諸要素に対応した所得の形態をしめすとはかぎらない。(→1, 3)

8. 勤労所得

これは、分配国民所得の構成項目であって、被備者が労働を提供し、その対価としてうけとるべき賃金、俸給、その他の報酬のことである。国民所得の統計では、賃金および俸給と、その他の報酬の2項目にわけて掲げられている。

これらの所得は、現金によるものばかりでなく、現物による所得もふくみ、また所得税等の直接税や社会保険負担(→43)をふくんだままのものである。(→9, 10)

9. 賃金および俸給

勤労所得の構成項目であって、常備、日傭をとわず、被備者の地位にある人びとの賃金、俸給所得である。臨時の給与、賞与、現物給与もふくまれている。

10. その他の被備者報酬

勤労所得の構成項目であって賃金・俸給以外の被備者の勤労所得である。これは、重役俸給、社会保険料の備主負担分、議員歳費、チップなどのほか被備者が兼業として受取った勤労所得などからなる。

11. 個人業主所得

分配国民所得の構成項目であって、個人が企業の主体となり、自己の企業を運営してえた所得である。その実質は、企業としての利潤と、自己および家族の労働にたいする勤労所得との混合所得である。国民所得統計では、これは産業別の業主所得と内職所得とにわけて算出されている。(→12, 13)

12. 農林水産業の個人業主所得

個人業主所得の構成項目で、個人業主がこれらの産業に属する自己の企業を運営することによってえた所得である。この所得は、農・林・水産業の各産業について算出されている。

13. その他の個人業主所得

個人業主所得の構成項目で「農林水産業の個人業主所得」以外の個人業主の所得である。これは農林水産業以外の、鉱業・製造業・商業、等の産業別の所得と内職所得

とにわけて算出されている。

14. 個人賃貸料所得

分配国民所得の構成項目であって、個人が所有する土地や家屋などの不動産や特許権・営業権などの無体財産の賃貸から生ずる所得である。国民所得統計ではこの所得は、田畑小作料、宅地地代家賃・その他(無体財産の賃貸料)の3項目にわけて計上されている。

15. 個人利子所得

分配国民所得の構成項目であって、金融機関にたいする預金や有価証券等の利子のうち、個人の受取る分である。この項目は、貨幣利子と帰属利子(→16)にわけて推計されている。
100円 ← 100円 ← 219376

16. 帰属利子

個人利子所得は、貨幣利子と帰属利子の二項目にわけて推計されている。貨幣利子は、個人が受取る預金や有価証券などの利子であるが、帰属利子というのは、国連方式にもとづく現行の国民所得統計において、とくに評価計上されるところの項目である。

個人の預金者は、現実に貨幣利子を受取るだけである。しかし預金者は、預金をおこなうことによって、この資産を金融機関から無償で管理してもらっていると考えることができる。この金融機関が提供する無償のサービスを評価したものが帰属サービスとよばれるものである。この帰属サービスに見合って、いったん個人に帰属利子と称するものが支払われるとみなし、この利子をもって、個人消費支出として帰属サービスを購入すると考えるわけである。なお、企業がうける帰属サービスは、原材料などと同様に中間生産物とみなされるので、企業が受取る帰属利子は計上されない。

このような帰属計算がおこなわれ、これを国民所得統計に計上するのは、これによって金融機関の活動状況(サービスの生産)をあきらかにすることができるからである。

17. 法人所得

分配国民所得の構成項目であって、会社などの法人の所得である。これは法人税、個人配当(重役賞与をふくむ)、法人留保(法人未分配利潤)の3項目にわけて推計されている。

18. 官公事業剰余等

分配国民所得の構成項目であって、印刷局・国有鉄道などの政府企業や、地方自治体によっていとなまれる公企業の剰余金と、政府および地方自治体を受取った純賃貸料および純利子収入からなっている。

19. 政府と消費者の負債利子

分配国民所得の構成項目であるが、これは控除項目となっている。この項目は、政府が官公事業以外で借りた負債であるところの公債の利子や個人（消費者）が消費用に金融機関から借りた金の負債利子からなっている。これらの利子所得が分配国民所得の総額から差引かれるのは、それが生産にともなって発生したものではないのに、これらの所得が現在の国民所得統計では推計技術上個人利子所得・官公事業剰余等や法人所得などにふくまれているからである。ところでそれらを別々に各項目から控除することはきわめて難かしいので最後に一括して控除することとしているのである。

20. 国民総支出

国民所得または純生産物の価値は、分配された国民所得の受領者が、年間に生産された財貨やサービスを購入する面で、すなわちこの所得を支出する面でもとらえることができる。この所得の支出の面でもとらえた国民所得を国民支出とよぶ。

ここで支出され、購入された財貨サービスとしてとらえられるものは、年間に消費されてしまった原材料・燃料のように、他の生産物にくみ入れられる中間生産物をふくまないところの、最終生産物だけである。生産国民所得や分配国民所得が要素費用（→31）で評価されるのにたいし、国民支出は市場価格（→31）で評価される。また国民支出の構成項目である資本形成が資本減耗引当（→36）をふくんだ総資本形成で計上されるときは、国民総支出とよばれる。

国民総支出は、個人消費支出（→21）・国内民間総資本形成（→22）・政府の財貨とサービス購入（→29）・経常海外余剰（→28）の4項目における場合と、個人消費支出、国内総資本形成・政府の財貨サービスの経常購入・経常海外余剰の4項目に分ける場合とがある。

国民総支出の額やその構成をあきらかにすることによって、国民の消費水準・資本蓄積の程度・財政の役割・国民経済の海外依存度などをしらべる目安がえられる。

21. 個人消費支出

国民総支出の構成項目であって、国民が日常の消費生活をいとなむために、財貨やサービスの購入に支出した金額をしめすものである。その構成は、飲食費・被服費・

光熱費・住居費・雑費からなっている。

22. 国内民間総資本形成

国民総支出の構成項目であって、国内において、個人および民間企業によっておこなわれた資本形成（投資）の総額をしめすものである。ここで総資本形成といわれるのは、資本減耗引当をふくんでいるという意味であって、これをふくまないときは純資本形成とよばれる。この項目は、個人住宅・生産者耐久施設・在庫品の増加から構成されている。（→23, 24, 25, 26）

23. 国内総資本形成

国内民間総資本形成に政府総資本形成を加えたものである。前者は個人および民間企業の資本形成であるが、後者は道路・橋梁等の建設とか鉄道・通信等の官公営事業の設備投資や在庫品増減からなる。総資本形成であるから、資本減耗引当がふくまれている。

24. 個人住宅の建設

国内民間総資本形成の構成項目である。これは消費財とみなし個人消費支出の項に入れるべきものと考えられる向もあるが、しかしここでは資本財であると考え、資本形成にふくめている。

なおこれは、個人が建築した居住専用建築物ならびに居住産業併用建築物のうちの居住用部分からなる。

なお、居住農林水産業併用建築物は居住用部分の推計に若干問題があるので、一括控除して個人企業の生産施設にふくめている。

25. 生産者耐久施設

国内民間総資本形成の構成項目であって、企業が建設した建物・設備・機械などの有形固定資産であり、これらの資産の資本減耗引当がふくまれている。これは、法人企業と個人企業（農業およびその他の産業）にわけて計上されている。

26. 在庫品増加

国内民間総資本形成の構成項目であって、製品・仕掛品・原材料などの在庫品増減額からなる。この増減は、国連方式では、年間におけるこれらの在庫品の物量の変化を、年間平均時価であらわすことにしているが、しかし現行の国民所得統計では、資料の関係で、法人企業ではすべて簿価で評価し、個人企業では期首と期末の時価であらわされた在庫の変動をとらえている。

27. 政府資本形成

国または地方公共団体によっておこなわれる道路・橋梁・鉄道等の建設および在庫品の増加で、この政府総資本形成と国内民間総資本形成(→22)があわさって国内総資本形成となる。

ここにいう政府は、中央財政および地方財政からなる。中央財政は、一般会計ならびに非企業特別会計における直接建設投資のための支出および企業特別会計における固定資産の形成、在庫品の増減からなる。地方財政は、普通会計における直接建設投資および事業会計における投資からなる。

政府総資本形成は、資本減耗引当(→36)をふくんでおり、これをふくまないものは政府純資本形成となる。国民総支出では、政府総資本形成は、政府の財貨サービス購入(→29)の項目にふくめられる場合と国内総資本形成の項目にふくめられる場合とがある。

28. 経常海外余剰

国民総支出の構成項目であって、財貨の輸出入の収支差、運賃・保険料など(サービス)の貿易外収支の差額および海外との所得の受払の差額(→6)を合計したものである。この額がプラスのときは、日本が諸外国にたいし、外貨の受取超過となっていることをしめす。通常国庫収支差とよばれるものは、右の受払差額のほかに、個人送金や資本贈与などの一方的移転の収支差をふくむが、国民総生産は財貨、サービスの生産をとらえるものであるから、経常海外余剰では、右の一方的移転の受払をふくまない。

29. 政府の財貨とサービス購入

国民総支出の構成項目であって、中央政府および地方公共団体の、財貨とサービス購入にたいする支出である。これは公務員の俸給、経常的物件費等の消費的支出と、公共事業費や国鉄・電々公社の設備、在庫品増減のような投資的支出(政府資本形成)(→22)にわけることができる。

30. 国民総計

今日、国民所得統計の発達した諸国では、国民所得の種々の統計は、すべて国民総計計算の方式でしめされている。

国民総計計算は、社会勘定ともいわれるが、これは企業の損益計算方式を国民総計にあてはめたものであって、その計算または勘定は、すべて複式簿記の原理に従って

受取(売上)の欄と支払(費用)の欄のバランス表の形式をとっている。その構成は、国民経済全体を総括する総括勘定と、国民経済を動かす主要な経済諸主体にかんするいくつかの個別勘定からなっている。

総括勘定は国民総生産費と国民総支出または国民所得と国民支出(→31)の勘定であって、これは、国民にたいする総売上高であり、国民の側からみれば、その支出となるところの国民総支出と、その生産に要した経費とみられるところの国民総生産費とからなっている。

経済諸主体にかんする個別勘定には、種々のものがあるが、わが国では、個人(→38)、政府、貯蓄投資、海外(国民経済全体と諸外国との関係)にかんする4つの勘定がつくられている。

これらの各勘定のあいだは、売上と経費または受取と支払(経済諸主体間の諸取引)という関係で相互に密接な関連をもつこととなる。これらの関連(諸取引)をとらえることによって、国民経済全体とそれを動かす諸要因をあきらかにすることができる。

31. 国民所得と支出

国民経済全体の総括勘定、すなわち国民総生産費と国民総支出のバランスは、国民所得と支出のバランスともよばれる(→30)。すなわち、このバランスの経費の面をあらわす国民総生産費は、主として国民所得(分配)からなり、売上の面をしめす国民総支出は国民支出からなるからである。

「国民支出」は国民総支出(→20)の計数がそのままとられているが、「国民所得」すなわち国民総生産費は、通常、分配国民所得(→7)と調整項目(→33)、誤差と脱漏(→37)とからなっている。

国民所得は、元来、理論的には、生産・分配・支出の3面のいずれでもとらえても同額となるべきはずのもの(→1, 3, 7, 20, 31)であるが、ここでは、このように調整項目を加えることによつてはじめて3面が同額となる。これはつぎの理由による。

分配国民所得は、純生産物の価値または国民所得を生産するために参加した経済諸主体にたいして、その報酬(賃金、地代、企業利潤等)として分配されるべき所得をとらえたものである。これらの報酬または所得は、生産活動の面では、生産諸要素に支払うべき費用としてあらわれる。そこでこの費用または所得を要素費用とよび、分配国民所得は要素費用で計測されるという。

生産国民所得は、分配国民所得として分配される前の段階で、各産業部門の付加価

値としてとらえられるものであるから、これもやはり要素費用で計測される。すなわち生産国民所得と分配国民所得とは同額である。

これにたいし国民支出は、分配国民所得が最終生産物を購入するために支出される面にとらえられるものであるから、これは、通常最終生産物(→1)を市場価格ではかることによって計測される。

このように生産国民所得および分配国民所得(要素費用)と国民支出(市場価格)とは、実際には異なった額であられるので、これを同額とするために、分配国民所得に調整項目が加えられるのである。

32. 国民総生産

これは、ある国の、一定期間(通常1カ年)における経済諸部門の経済活動によって、生産された総生産物の価値(純生産物の価値に資本減耗引当金を含めたもの)であるが、これは、通常市場価格で評価されている。

この国民総生産は、国民所得と同様に生産、分配、支出の構造をしめすようにしくまれ、その生産面をしめしたものを産業別国民総生産、その分配面をしめしたものを国民総生産費、その支出面をしめしたものを国民総支出という。

なお、国民総生産費は、国民総生産の費用構造をしめし、国民総支出は、国民総生産を最終生産物の形態であらわしたもので、最終生産物の需要構造をしめすこととなる。またこの三系列は、国民総生産を起点とすれば、市場価格で評価した純生産物の価値(ここでは資本減耗引当をふくむ)の生産・分配・支出の構造をしめすこととなる。

33. 調整項目

国民経済計算(→30)における総括バランス、すなわち国民総生産費と国民総支出(国民所得と支出)の勘定(→31)の構成項目であって、この両者をバランスさせるために、分配国民所得および誤差と脱漏とならんで、国民総生産費の欄にふくめられている。

調整項目は、加算項目として間接事業税と資本減耗引当、控除項目として補助金の3項目からなる。

分配国民所得は要素費用(→31)で計られているから補助金(→35)をふくんでいないが、間接事業税(→34)をふくまない。

これにたいし国民支出は市場価格ではかかれているから、間接事業税をふくんでいないが、補助金をふくまない。また国民総支出は、資本減耗引当の分をふくんでいるか

ら、これにたいする国民総生産費にも、資本減耗引当が加算されるのである。

34. 間接事業税

国民総生産費のうちの調整項目(→33)の構成項目である。これは市場価格におりこまれるが、企業の経費にふくまれて所得にならないところの、間接税・事業税およびこれに類する税外負担からなっている。

国税としては、酒税・砂糖消費税・揮発油税・物品税・取引所税・通行税・関税など、地方税としては事業税・遊興飲食税・自転車税・固定資産税、税外負担としては印紙収入・専売益金などがある。

35. 補助金

国民総生産費のうちの、調整項目(→33)の構成項目である。政府が企業に交付する補助金は売上代金と同じように、企業の収入となり支出にあてられる。したがってこれは、要素費用(→31)にふくまれる。また企業は、補助金収入によって、その金額だけ売上代金を低くすることができるから、補助金は、市場価格(→31)にはふくまれないことになる。ここでいう補助金は価格調整費・損失補償費・各種利子補給金など原則として損失補償のための補給金とみなされるものである。

36. 資本減耗引当

国民総生産費のうちの調整項目の構成項目であって、設備・機械などの固定資本の、年間における減耗部分を評価したものである。

総資本形成(→22)したがって国民総支出(→20)の場合にはこれがふくまれ、純資本形成したがって国民支出の場合にはこれは含まれない。

資本減耗引当は、減価償却費・資本偶発損の2項目にわけられている。

減価償却費は、企業が使用した固定資本のうち、年間の生産物の価値に移転した部分(固定資本の減価部分)を評価したものである。これは時価で評価しなければならぬという考え方もあるが、資料の関係などもあって農業以外はすべて簿価で計上されている。この項目は、個人住宅・官業・法人および個人企業の4項目にわけて計上されている。

資本偶発損は、通常企業の経理上、償却や特別償却によってカバーしきれない固定資産の減価部分であって、損害保険の支払保険金と責任準備金の増加をもって計上されている。

37. 誤差と脱漏

国民総生産費と国民総支出とは、理論的には同額となるべきものである(→31)。しかし前者は、主として国民所得の分配面から推計されるものであり、後者は支出面から推計されるものであるから、両者は、使用する統計資料についても、また推計方法についてもそれぞれ異なっている。また統計資料や推計方法は、国民総生産費や国民総支出をできるだけ正確にとらえるように適用されているが、完全に、正確にこれをとらえることは困難で、いくらかのくいちがいはどうしてもおこらざるをえない。このような統計算出上の誤差・脱漏・重複などを、誤差と脱漏とよんで国民総生産費の欄の一項目として掲げ、国民総支出とバランスさせるわけである。

38. 個人所得

個人所得は、勤労者や個人業主をはじめ、土地・預金・有価証券などの個人の財産所有者などが一定期間に実際に受取った所得(個人税をふくむ)をしめすものである。その構成は、勤労所得・個人業主所得・個人賃貸料所得・個人利子所得・個人配当所得・海外よりの純所得・振替所得、控除項目として消費者負債利子の8項目からなる。

個人所得は、分配国民所得(→7)の構成と類似しており、分配国民所得から、法人所得のうちの法人税と法人留保分・官公事業剰余等を差し引き、また勤労所得や個人業主所得から社会保険負担金(→43)を除き、新たに振替所得(→44)を付加すれば個人所得がえられる。

分配国民所得とは別個に、このような個人所得というものが考えられ、推計されるのは、個人所得が個人の購買力を反映するものであるからである。

39. 個人所得とその処分

これは、国民経済計算のうち、個人部門にかんする勘定をしめすものであって、個人所得(→38)とこの所得がどのように処分されたか(個人支出)をバランスさせたものである。

個人所得の処分、または個人支出は、個人消費支出(→21)・個人税および税外負担(→40)・海外への純送金(→41)・個人貯蓄(→42)の4項目からなる。

40. 個人税および税外負担

個人所得の処分または個人支出の構成項目であって、個人がその所得から納める税および税外負担からなる。

個人税には所得税・市町村民税などのうちの個人分、税外負担としては免許料・手

数料などの個人分がある。

41. 海外への純送金

「個人所得の処分」または「個人支出」の構成項目であって、個人が海外へ送金したものと海外から受取ったものとの差額である。この項目がプラスのときは、個人送金の、海外への支払超過であることをしめす。この個人送金には、遺贈・移住者などによる送金・民間機関の送金などがあり、すべて財貨・サービスの生産にとまわらないで、民間によって一方的に海外に移転されるものである。

42. 個人貯蓄

個人所得の処分または個人支出の構成項目であって、個人がその所得のうちから、貨幣または現物の形で貯蓄にあてた額をしめす。

この項目は、個人所得から、個人消費支出・個人税および税外負担・海外への純送金の3項目を差し引いた残額としてもとめられる。したがってこの個人貯蓄のなかには、個人の現金・預貯金・有価証券投資の純増加額、個人による住宅の建築または購入、個人業主の生産施設純投資、在庫品の増加などの種々の貯蓄または投資項目がふくまれることとなる。またこの個人貯蓄は、差し引きの残額としてもとめられるために、個人所得とその処分のバランスにおける、統計算出上の誤差と脱漏もふくむこととなる。

43. 社会保険負担

社会保険負担は雇主負担と被保険者負担にわかれるが、分配国民所得の勤労所得には、この負担分がいずれもふくまれている。これにたいし個人所得の勤労所得には、この負担分はいずれもふくまれない。

このように社会保険負担が、分配国民所得と個人所得について、取扱いが異なるのは、つぎの理由にもとづく。

分配国民所得は、各産業部門において発生した純生産物の価値または付加価値が、経済諸主体に帰属すべき所得としてとらえられる(発生主義)。したがって勤労所得についても、さしあたって勤労者に支払われないが、勤労者に帰属すべき所得であるところの、社会保険負担分がふくまれることとなる。これにたいし個人所得は、個人に実際に支払われた、または個人が実際に受取った所得をとらえる(支払主義)ものである。したがって、個人に帰属するものであっても、実際は支払われなかった社会保険負担分は、勤労所得にふくめないものである。しかしこの場合は、実際に支払われた

からの給付金が別項目として振替所得に計上されることとなる。なお、社会
組分には個人企業の負担する社会保険もあるがこれも右と同様の考え方で取扱
ている。

振替所得

振替所得は、個人の経済活動にたいする報酬としてではなく、一方的に支払われる
所得であり、個人所得に特有な項目である。これには、政府から支払われるものとし
て、恩給年金・生活保護関係の救済金・社会保険からの給付金・赤字公債の利子など
がある。

45. 個人可処分所得

これは、個人所得から、個人税および税外負担を差引いたものである。したがって
その額は、個人消費支出・海外への純送金・個人貯蓄の3項目に、またはそのいずれ
かに、個人が自由に処分するものであるから、個人の購買力を最もよく反映するもの
といえることができる。

46. 産業源泉別国民所得

産業源泉別国民所得とは、一定期間内に生産された、純生産物を、産業別に表示したものであり、かつ、課税費用で減られる。

これは、個人業主所得、勤労所得、借入金所得等の形で、社会的純生産物の生産に参加する諸要素（資本、労働力、土地等）に帰属する額に、専ら人的方法で算定される分配国民所得と、これらの発生した産業部門別に組み替えることにより作成されるものである。

従ってこれは結果において従来、わが国で生産国民所得と称せられたものと大体において一致する。即ち生産国民所得は通常、物的方法によるもので、先ず各種産業部門別に總生産額を求め、これに所得率を乗じて所得を算定するが、自由業公務等の部門の所得推計においては、各産業毎に人的方法によるものを得ることがある。

本表等では、物的方法による所得推計と不一致でないようであり、産業部門別所得をみる場合には、専らこの産業源泉別国民所得に依っているようである。

尚ほ、分配国民所得を人的方法によって推計することから、物的方法による生産所得の推計と不一致が生じているが、30丁年表に於いては、

11
24
36
30
39
40
101
120
145
147
147
166
167
168
169